

平成30年度 障害学生支援専門テーマ別セミナー【高大連携】  
分科会 A【高校・特別支援学校分科会】

# 大学での「障害学生支援」とは ～大学進学を目指す障害のある生徒への高校で の支援に向けて～

福井工業大学  
荒木史代

# 課題

1. 障害のある生徒が、大学で適応していくためには、高校ではどのような支援をすればよいのか？

高校での「特別支援教育」から大学への「障害学生支援(合理的配慮のための意思の表明)」へ

2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）

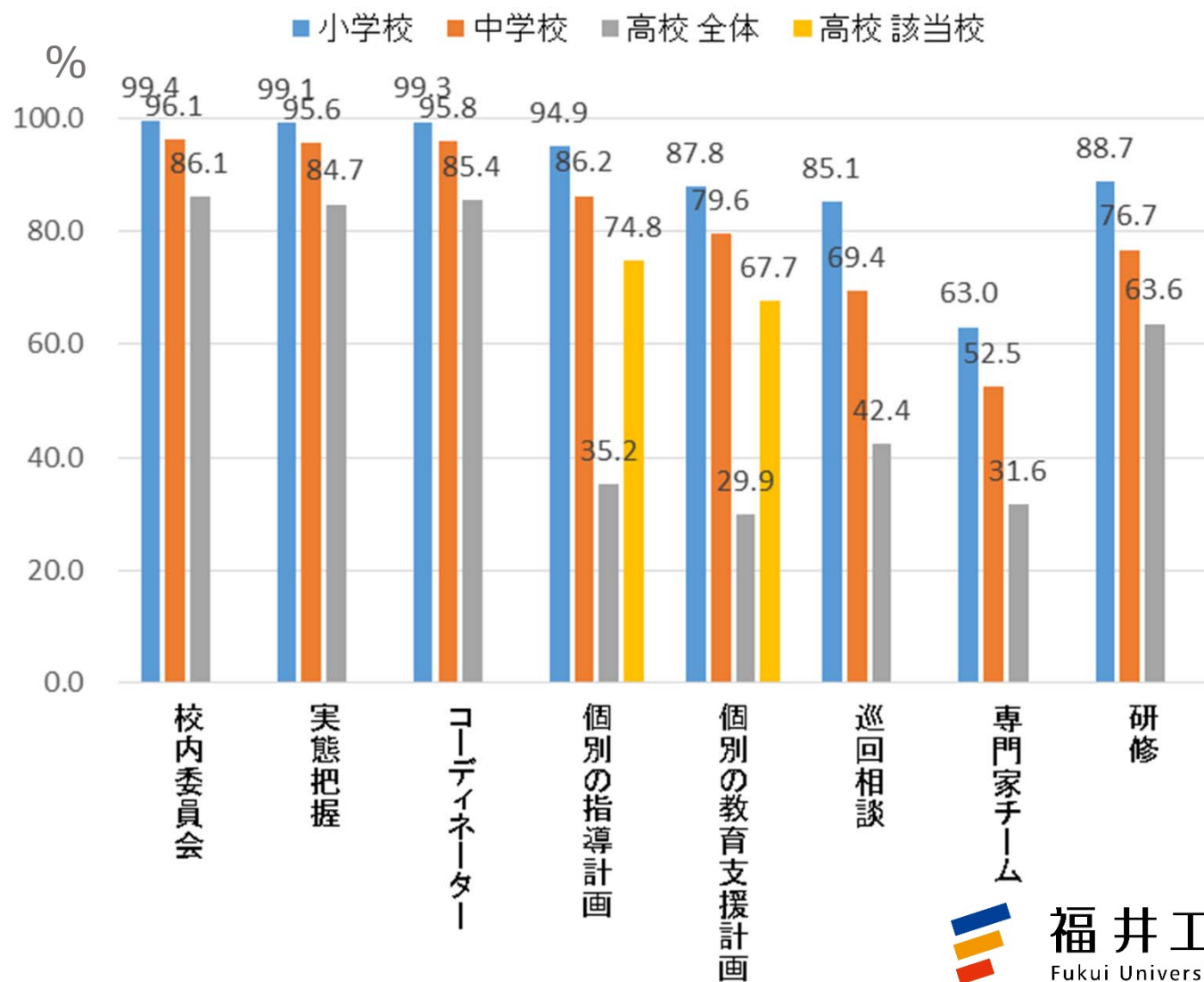


# 本発表の流れ

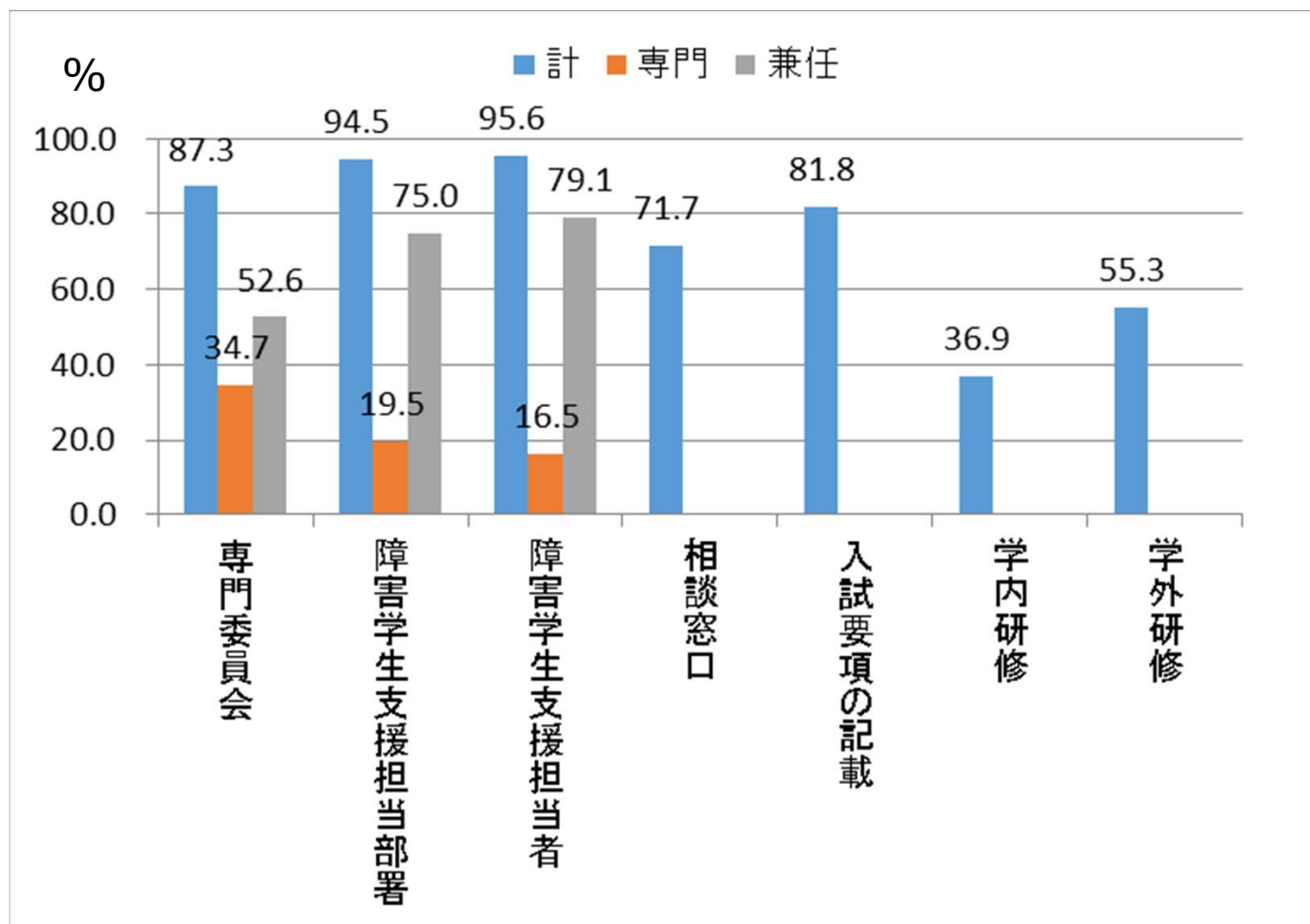
1. 障害のある生徒・学生の支援
  - (1) 文部科学省・日本学生支援機構の調査結果
  - (2) 第4次障害者基本計画
  
2. 大学での障害学生支援の実際～本学の事例～
  - (1) 支援体制
  - (2) 修学支援
  - (3) 高大連携～附属学校との移行支援会議～
  
3. まとめー課題解決案の提案ー



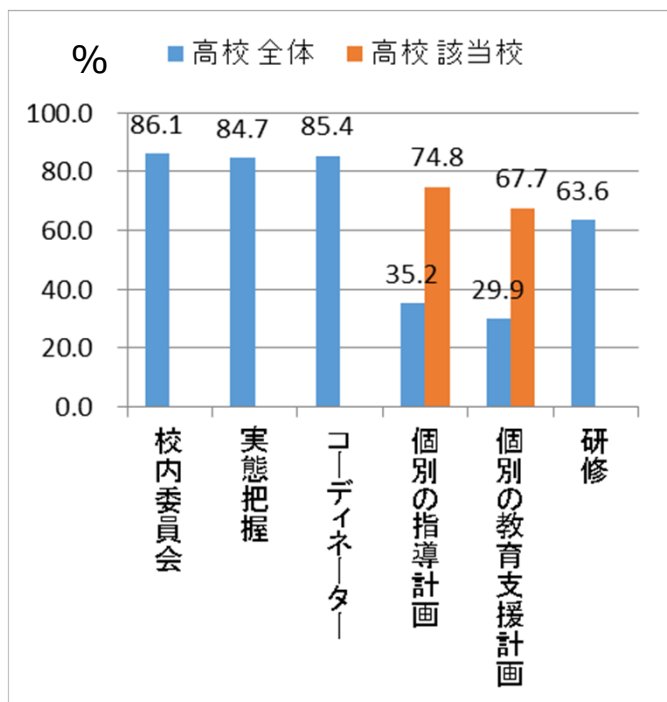
# 平成29年度 特別支援教育体制整備状況調査結果 (文部科学省)



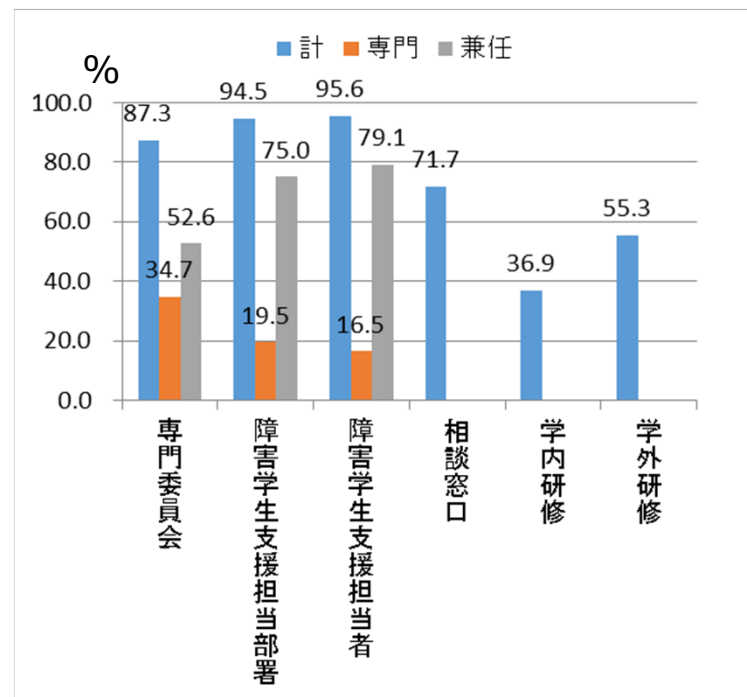
## 平成29年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果 (日本学生支援機構)



# 高校



# 大学



# 第4次障害者基本計画（H30.3 内閣府） －2018年～2022年までの5年間－

## 9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進(高校)
- (2) 教育環境の整備(特別支援学校)
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進(大学)
  
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実



# 第4次障害者基本計画 (2018年～2022年)

## 9. 教育の振興（高校関連）

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
インクルーシブ教育システムの推進	個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
		幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	66% (2016年度) (注)個別の教育支援計画のみ	おおむね100% (2022年度)
	通級による指導の普及状況	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	98,311人 (2016年度) (高等学校については2018年度以降にデータを取得)	前年度比増 (～2022年度)
特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合 (注)校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上	— (注)今後把握予定のため、現時点では不掲載	おおむね100% (2022年度)	





# 第4次障害者基本計画 (2018年～2022年)

## 9. 教育の振興（特別支援学校関連）

教育環境の整備	特別支援学校の教師の専門性の向上	特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状保有率	75.8% (2016年度)	おおむね100% (2020年度)
	特別支援学校のセンター的機能の発揮状況	センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合	93.1% (2015年度)	100% (2022年度)



# 第4次障害者基本計画 (2018年～2022年)

## 9. 教育の振興（大学関連）

障害学生の支援等に関する体制の整備状況	障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	36% (2016 年度)	100% (2022 年度)
	障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	92.1% (2016 年度)	100% (2022 年度)
	紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	38% (2016 年度)	100% (2022 年度)
	ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	34% (2016 年度)	100% (2022 年度)
	ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載	100% (2022 年度)
障害学生への就職指導の状況	障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	21% (2016 年度)	おおむね 100% (2022 年度)
	障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	23% (2016 年度)	おおむね 100% (2022 年度)
大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	80% (2016 年度)	おおむね 100% (2022 年度)



# 大学での障害学生支援 (本学での実践例)

1. 支援体制
2. 修学支援
3. 移行支援—高大連携—

福井工業大学では、障害のある学生や、  
何らかの支援を必要としている学生に対して、  
修学面の支援を行っております。



# 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

## 大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲  
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生  
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲  
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲  
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象  
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

## 合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの  
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

### 主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

## 関係機関が取り組むべき課題

### 短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置  
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。  
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成  
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

### 中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

## 今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

### 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

### 検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

### 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

#### 具体的な内容

#### (2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なもの意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

#### (3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

#### (4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

#### (1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

#### (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

#### (3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

#### (4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

#### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

#### (6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

#### (7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

### 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

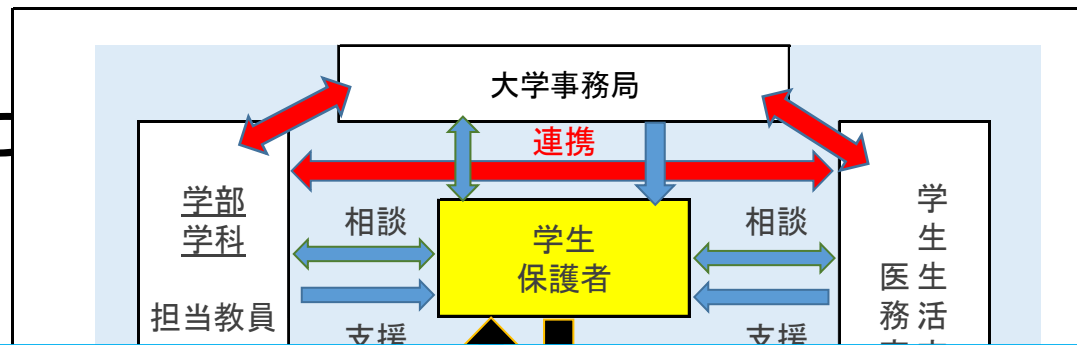
→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

#### 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

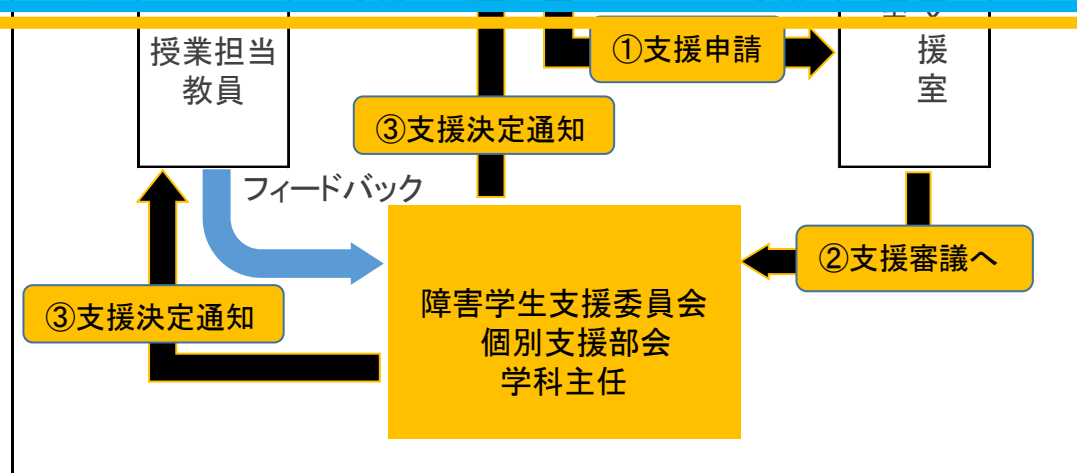
# (1) 支援体制

個別の学生支援  
個々の学生のニーズに応じた支援



障害学生支援体制  
全学的な支援体制

ex) 修学環境の整備



# (1) 支援体制

## 障害学生支援委員会（平成26年度～）

委員長；学長補佐（教員）、副委員長；学生生活支援室担当教員

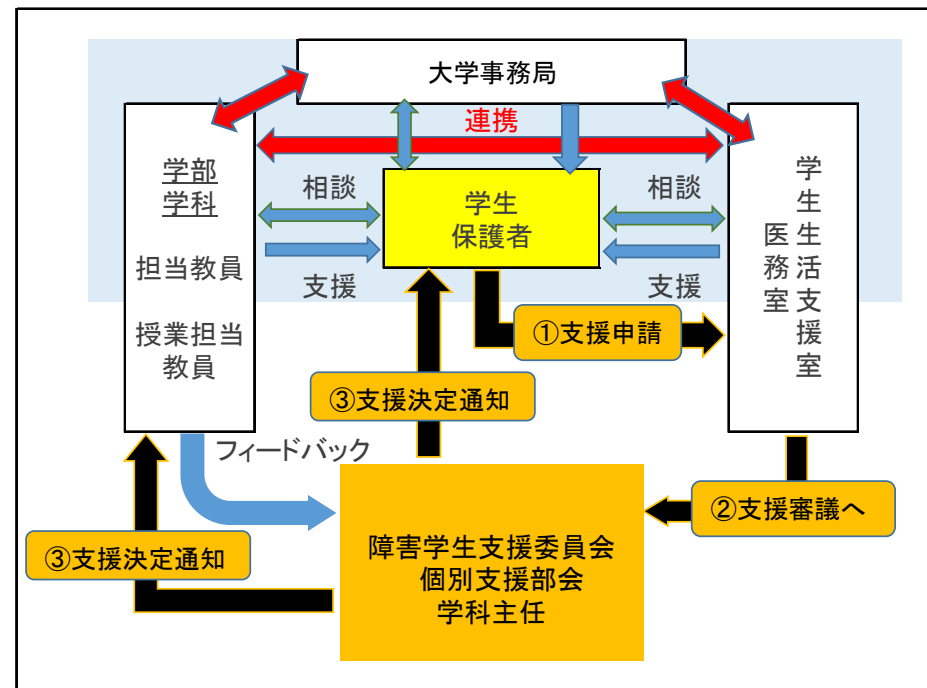
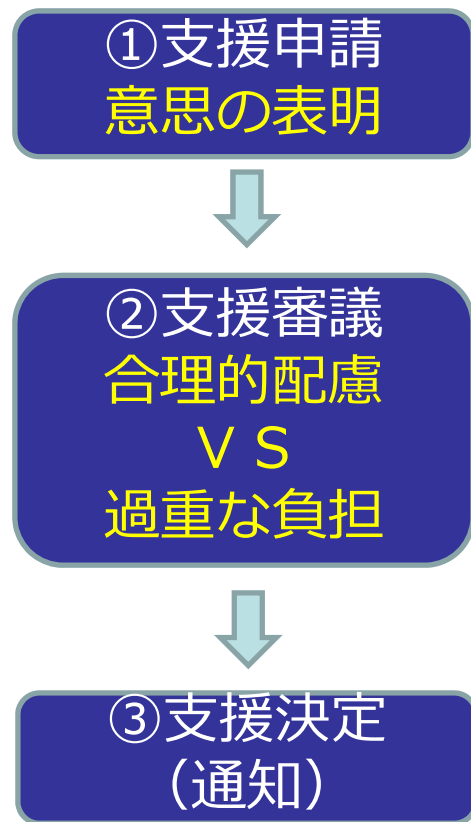
学生生活支援部会主査、学務課課長、  
 学生生活支援室職員2名、医務室職員1名、  
 （平成27年度～）就職支援課課長代理、就職支援課職員1名  
 （平成29年度～）入学課職員（主任）1名

	1年目(平成26年度)	2年目(平成27年度)	3年目(平成28年度)	4年目(平成29年度)	
	(H24.12月)「一次まとめ」		(4月)障害者差別解消法施行 (3月)「二次まとめ」		
支援体制 整備	<b>支援体制</b>				
	規程		対応要領(法人規程)作成	法人規程施行	
	委員会	委員会設置・開催	就職支援課職員追加		入学課職員追加
	支援フロ	窓口・支援フロー			設備面(検討)
	書類作成		書類修正		書類修正
	移行支援(高大連携)		附属高校との移行支援会議		
	就労支援			支援フローの作成	
<b>情報公開</b>	入試要項・HP	リーフレット(保護者・学生用)			
<b>研修</b>		FD/SD(事例シンポジウム)	法施行の周知	規程・二次まとめ	



## (2) 修学支援（決定プロセス）

### 全学的な支援体制

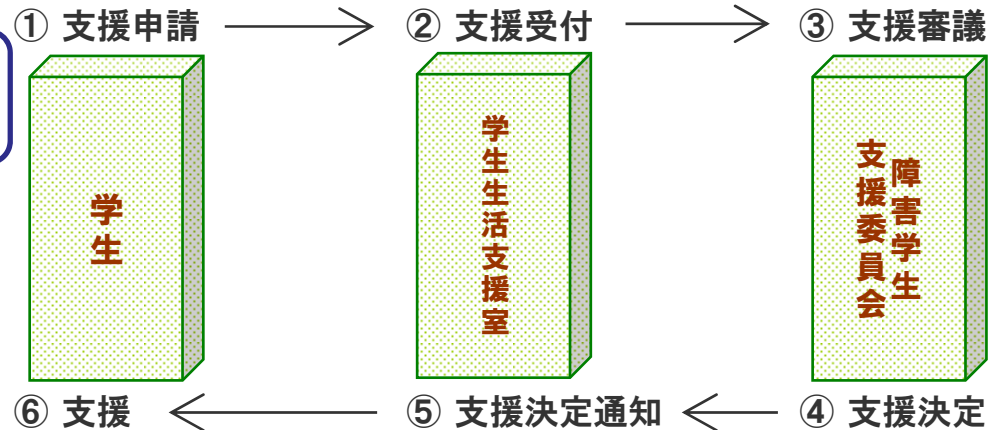




## ① 支援申請

### 支援決定までの流れ

建設的対話



### 支援申請に必要な書類

支援を希望の学生は、以下の書類を『学生生活支援室』に提出してください。

- 修学支援申請書(本学所定のもの)
- 特別措置・支援申請書(本学所定のもの)

上記の書類に、必ず以下のいずれかを添付してください。

- 障害者手帳の写し
- 医療機関で発行された診断書
- 高校で作成された個別の教育支援計画書
- その他、必要書類として本学『障害学生支援委員会』が認めるもの

# 障害学生支援委員会個別支援部会

## ② 支援審議



### 障害学生支援委員会（平成26年度～）

委員長；学長補佐（教員）、副委員長；学生生活支援室担当教員

## ③ 支援決定 （通知）

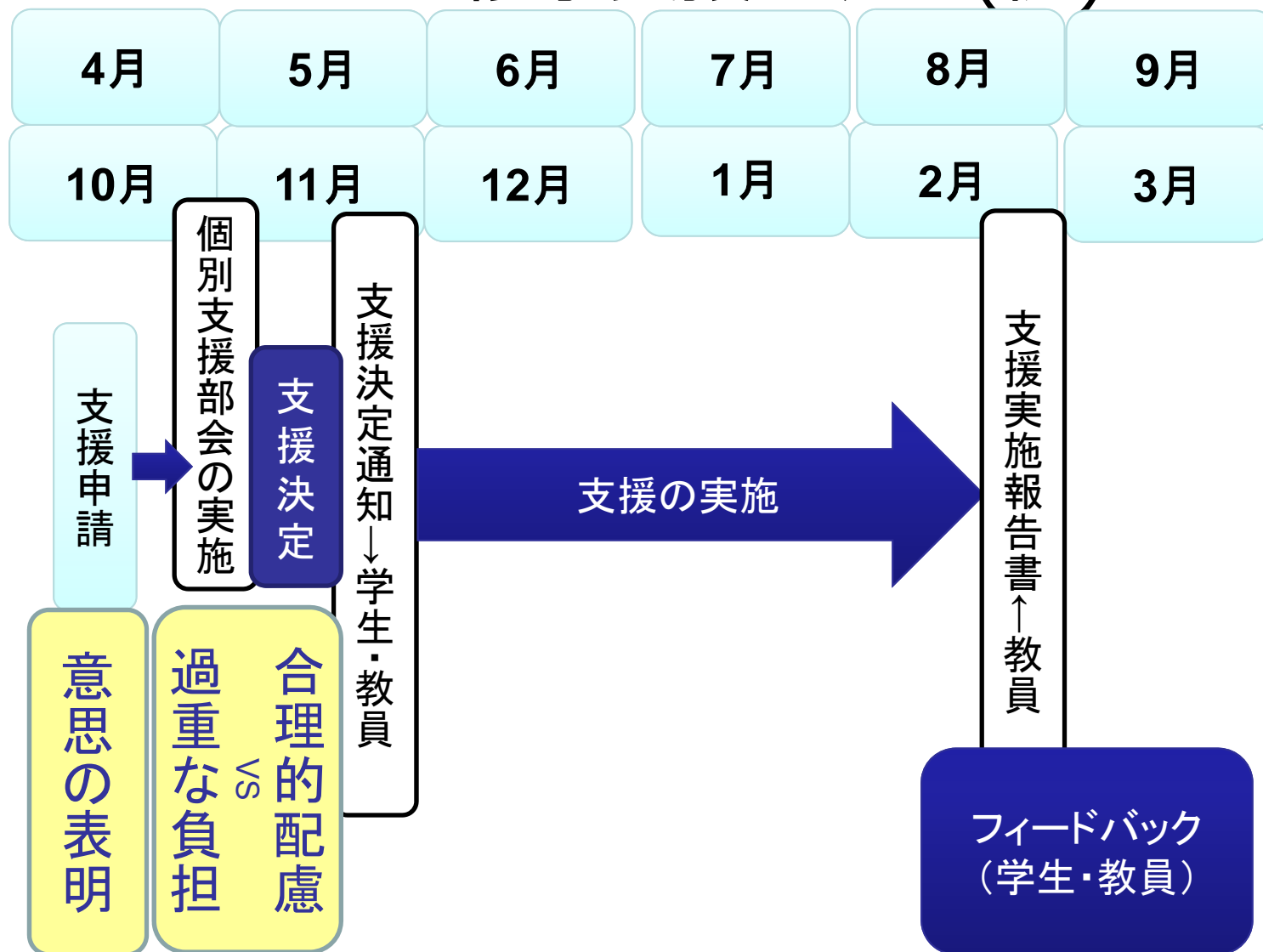
学生生活支援部会主査、学務課課長、  
学生生活支援室職員2名、医務室職員1名、  
（平成27年度～）就職支援課課長代理、就職支援課職員1名  
（平成29年度～）入学課職員（主任）1名

+

支援申請を行った学生の学科主任、担当教員等

- ・学生からの支援申請後に開催
- ・支援申請内容を審議、支援を決定する

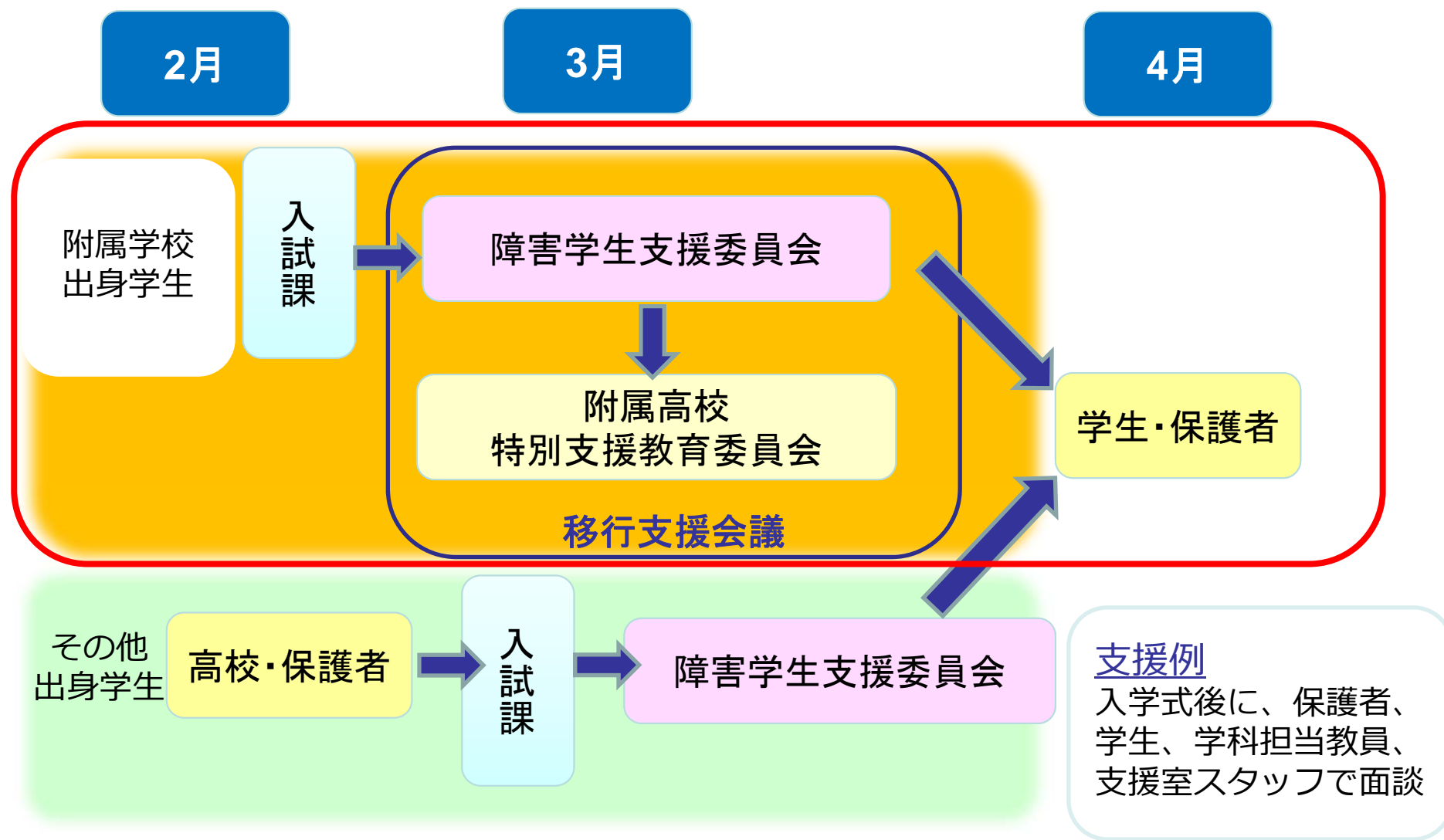
## (2) 修学支援 —修学支援の流れ(例)—



### (3) 移行支援—高大連携

- ① 附属高校との移行支援会議（年2回）
- ② その他（附属高校以外）出身学生への移行支援

### (3) 移行支援—高大連携



# ① 附属高校との移行支援会議

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

大学・障害学生支援委員会

日程調整

移行支援会議①

情報提供

日程調整

移行支援会議②

フィードバック

高校・特別支援教育委員会

# 3. まとめ—課題解決案の提案 課題

1. 障害のある生徒が、大学で適応していくためには、高校ではどのような支援をすればよいのか？

高校での「特別支援教育」から大学への「障害学生支援(合理的配慮のための意思の表明)」へ

2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）



# 課題

1. 障害のある生徒が、大学で適応していくためには、高校ではどのような支援をすればよいのか？

高校での「特別支援教育」から大学への「障害学生支援」へ

## 課題解決案

幼・小～高での特別支援教育は保護者主導で学校と連携

→学生本人が障害告知されていない事例

**大学の障害学生支援(合理的配慮)申請は学生本人！**

① 「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」(の一部)を  
生徒と一緒に作成する。





# 課題

2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

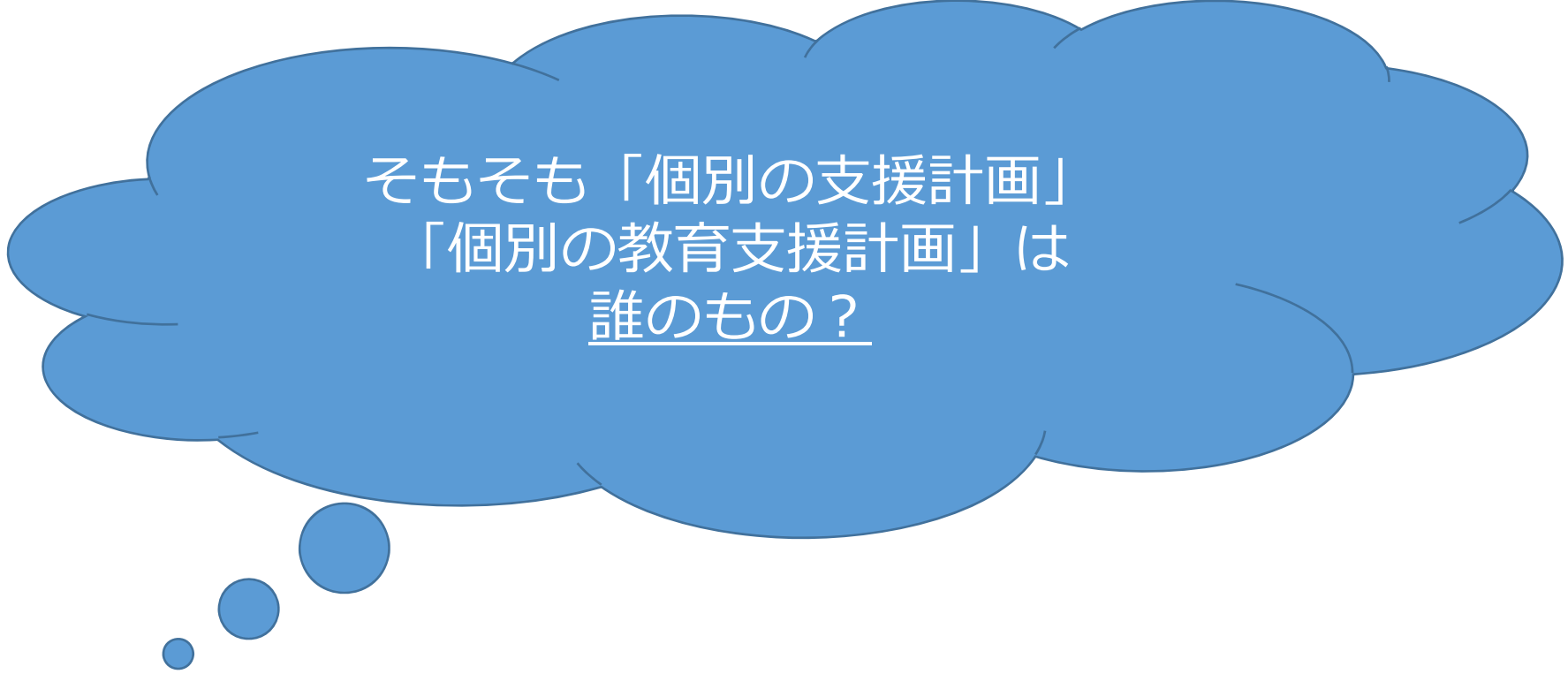
高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）



# 課題

## 2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）

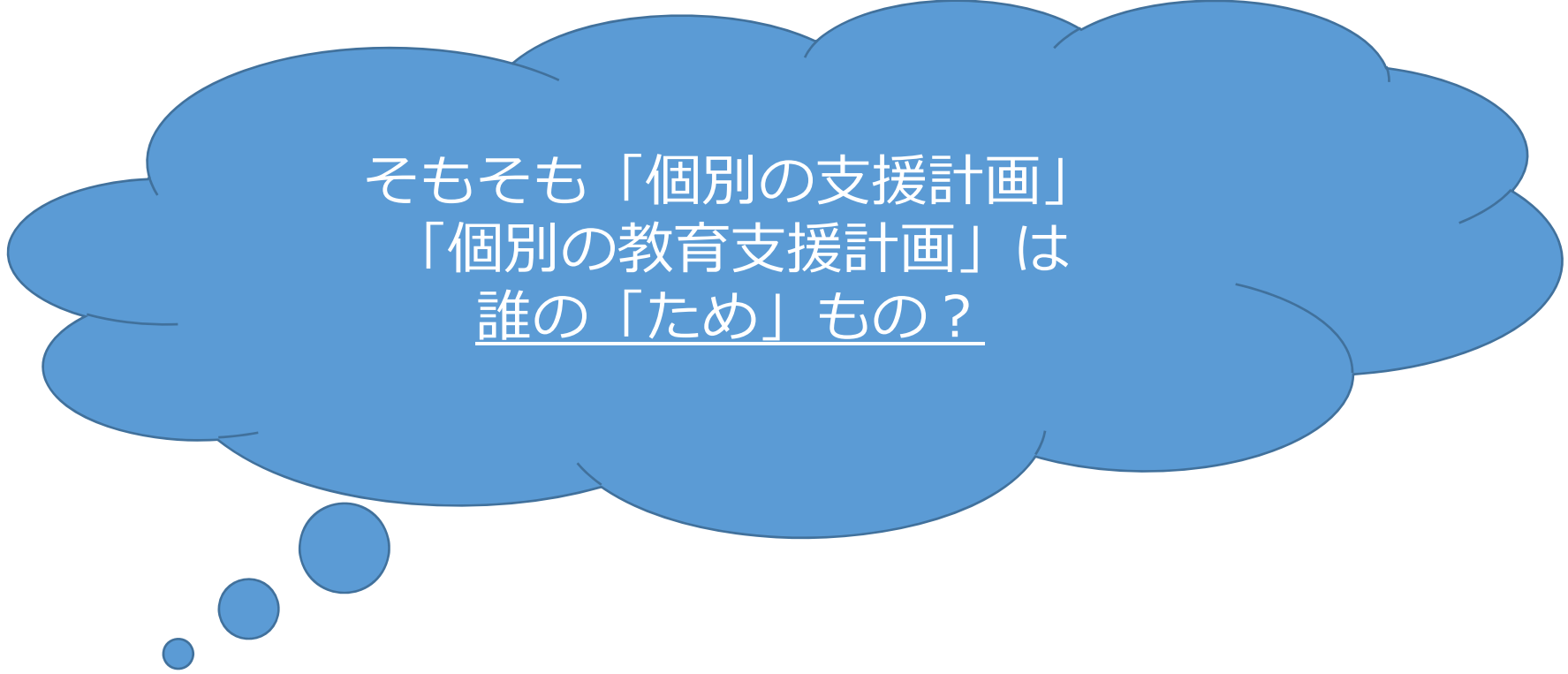


そもそも「個別の支援計画」  
「個別の教育支援計画」は  
誰のもの？

# 課題

## 2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）



そもそも「個別の支援計画」  
「個別の教育支援計画」は  
誰の「ため」もの？

# 課題

## 2. 学校移行時の情報共有は、いつ、どのようにすればいいのか？

高校から大学への「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の情報の引継ぎ（時期・方法）

### 課題解決案

①卒業時に「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」を本人、保護者へ学校が返却。

→高校から大学へ「本人・保護者へ返却しました」

→高校から本人・保護者へ「大学へ返却したことを伝えました」

②次の学校への提供は、本人、保護者へ任せる→自己決定

# まとめ

「障害学生支援」の手続きは、障害学生が社会で自立して生活していくための「教育」でありたい。

意思の表明→「障害認知」「障害理解」 + 「社会的障壁の理解」

「自分は障害があるために、××ができて、△△ができない。○○をするためには、□□の支援をしてほしい。」

「大学」は、障害学生に対して、その「教育」ができる最後の教育機関である。

ご清聴ありがとうございました。

